

岩手県告示第415号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、橋端大助に対し、第一魂丸（漁船登録番号 I T 3 - 56602）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和4年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和4年7月20日(水) 午前11時から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階第2会議室B